

職員の懲戒処分について

平成26年7月3日、本学職員を下記のとおり懲戒処分とする決定をしましたのでお知らせします。

記

- 1 懲戒処分対象者
教育研究技師部 学術技師 男性
- 2 懲戒処分内容
諭旨解雇
- 3 懲戒処分日
平成26年7月3日
- 4 懲戒処分理由
痴漢行為
- 5 懲戒処分事由の概要
上記職員は、電車内において、女性に対する痴漢行為を行い、周囲の乗客に取り押さえられた後、警察署に連行された。
同職員の行為は、教育機関の職員としての自覚と責任を欠いた、本学職員としてあるまじき行為で、本学及び本学職員の信用を失墜させる行為である。
- 6 大学における今後の対応
今後、このようなことが二度と起こらないよう、本学職員に対して指導、徹底を図り、職員一人ひとりがその使命と責任の重さを十分に自覚し、信頼回復に向けて取り組んでまいります。